

# 第 15 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月11日（水）午後2時00分～2時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 高田 洋子
  - 5番 齊藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
    - 第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
    - 第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告  
報告事項なし
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第15回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、10名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第15回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。

事務局(國府田)	<p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号10番小林修委員、議席番号1番金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承をお願い致します。</p> <p>議事日程第2、議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和6年9月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「贈与」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由ですが、譲受人は「居住地から近く、申請地に隣接した農地も所有しており耕作しやすい。」、譲渡人は「遠方のため耕作出来ない。」とのことです。</p> <p>その他の状況につきましては議案書記載の通りです、備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては1ページから3ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては9月6日、2班の皆様と現地確認を行いました、申請地は農地として適切に管理されている状態でした、以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「譲受人は譲渡人より申請地譲渡の打診があり、自宅に近く良い農地なので経営規模拡大のため購入したい。」、譲渡人は、「相続により</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>農地を取得したが、農業を営んでいないため、申請地の近隣に居住し、農業に従事している譲受人に売却し、不要農地を処分したい。」との事です。</p> <p>その他の状況につきましては議案書記載の通りです。備考欄につきましては譲受人の経営面積です。資料につきましては4ページから6ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては9月6日、2班の皆様と現地確認を行いました。申請地は不耕作の状態でしたが引き続き譲受人には適切な管理をお願いすることを代理人を通じて申し渡す予定です、以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第45号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第45号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年9月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、申請人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「現在、二毛田になっている申請地を農地改良して盛土を行い、果樹園として利用していきたいと申請するものです。」とのことです。転用目的は、「農地嵩上げに伴う盛土（一時転用）。」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては7ページから10ページを参照して下さい。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>1番金子節夫委員</p>

1 番 (金子)	<p>1 番金子です。9 月 6 日、2 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料の 7 ページ、付近状況図は 8 ページを参照してください。申請地は篠塚陣屋から北東に約 1 0 0 メートルの所にある三角の田んぼで第一種農地と判断されますが、5 0 0 平方メートル以下の田んぼの農地嵩上げに伴う盛土の工事期間の一時転用で、不許可の例外となっております。2 班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第 4 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。1 番について事務局より説明を願います。</p>
事務局 (國府田)	<p>議案書 4 ページをご覧ください。議案第 4 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。次の通り、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 6 年 9 月 1 1 日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「現在、我が社では再生可能エネルギー発電売電事業として、太陽光発電売電事業を営んでおります。我が社では 2 0 2 2 年より現在まで太陽光発電施設を建設し、運用しております。当該申請地は、近くに高い建物が少なく、日照を十分に得ることが出来、町道に接していることもあり利便性があります。付近に既存の電柱もあり、太陽光発電を行うことに適していると思い選定いたしました。再生可能エネルギー開発事業を業務拡大し、環境問題へも取り組んでいきたいと考え、本申請に及んだ次第です。」との事です。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>転用目的は「太陽光発電設備設置用地（売買）」です、施設の概要、着工年月日および完了年月日につきましては、議案書記載の通りです。資料につきましては11ページから15ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>4番高田洋子委員</p>
<p>4番（高田）</p>	<p>4番高田です。9月6日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字秋妻字下川原地内、案内図は資料の12ページ、付近状況図は13ページから15ページを参照してください。申請地は国道122号線の中野向地交差点を北へ秋妻地区方面へ向かいます、秋妻地区内の住宅に囲まれた畑ですので農地の広がりも無く、道路状況は狭く、良くない状況でした。その他農地の第二種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議事日程第3、報告ですが、事務局より報告はありますか。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告事項は御座いません。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第15回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和6年9月11日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 小林 修

委員 金子 節夫